

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 21 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

薬害を学ぶための教材について

このたび、厚生労働省から、昨年同様、薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」やその視聴覚教材、教師用の指導の手引き、指導の手引きの簡略版及び新たに作成した事例集を全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）へ配布することに関し、授業等において活用が図られるよう、別添の通り周知依頼がありました。

また、全国の中学校へ配布する教材等に、今後の教材の改善に資するよう教材の使用方法等に関する任意のアンケートを同封しており、教職員の勤務実態に配慮しつつ、可能な範囲で回答に御協力いただきたいことや、教育委員会等が中学校の教職員に対して行う研修会等において、厚生労働省から薬害問題や本教材の効果的な活用方法等について説明を行うことも可能であることについても周知依頼がありました。

については、本教材等の配布について御了知の上、都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の中学校及び指定都市を除く域内の中学校を設置する市区町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の中学校に対し、都道府県私立学校事務主管課におかれては、所轄の中学校及び中学校を設置する学校法人に対し、附属学校を置く国立大学法人附属学校事務担当課におかれては、附属の中学校に対し、このことについて周知を図るなど、御協力をお願いします。

なお、本教材等については、厚生労働省から各中学校に直接配布されることとなっております。

り、その内容につきましては、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室にお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

また、「高等学校学習指導要領解説公民編」においては、現代社会の「現代の経済社会と経済活動の在り方」及び政治・経済の「現代経済の仕組みと特質」の中で、薬害問題などを扱い、行政や企業の責任について触れることとされております。このため、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）において本教材等を活用することも考えられますが、厚生労働省のHP（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）からダウンロードできるとのことです。加えて、教育委員会等が高等学校の教職員に対して行う研修会等において、厚生労働省から薬害問題や本教材の効果的な活用方法等について説明を行うことも可能であるとのことですので、併せて、これらについて都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の高等学校及び指定都市を除く域内の高等学校を設置する市区町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の高等学校に対し、都道府県私立学校事務主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課におかれては、所轄の高等学校及び高等学校を設置する学校法人等に対し、附属学校を置く国立大学法人附属学校事務担当課におかれては、附属の高等学校に対しても周知願います。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

企画調査係 菅原、石井

TEL : 03-5253-4111

(内線 : 2565)

FAX : 03-6734-3734

平成30年6月21日

文部科学省初等中等教育局教育課程課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（平成30年度用）

医薬品行政の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。さて、厚生労働省では、貴課に御協力いただき、薬害を学ぶための教材を作成し、平成23年4月から全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に配布しております。

本年度も昨年度同様、中学3年生を対象として、主に社会科（公民的分野）において御活用いただくため、本教材、視聴覚教材、教師用の指導の手引き、指導の手引きの簡略版及び新たに作成した事例集を別添のとおり全国の中学校に配布することとしましたので、貴課から教育委員会及び中学校等の関係機関への周知につき、特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、各中学校への教材等の送付時期については、平成30年6月末を予定しており、同時に、教育委員会、都道府県薬務主管課及び日本薬剤師会等関係団体にも参考として送付する予定です。併せて、参考資料や活用事例も含め、厚生労働省ホームページにも掲載（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）しております。

また、以下の点に係る教育委員会等の関係機関への周知につきましても、併せて特段のご配慮をお願いいたします。

- ・全国の中学校へ配布する教材等に、今後の教材の改善に資するよう教材の使用方法等に関する任意のアンケートを同封しており、教職員の勤務実態に配慮しつつ、可能な範囲で回答に御協力をいただきたいこと
- ・平成25年度から実施されている高等学校学習指導要領解説公民編において、薬害問題に関する記載が盛り込まれているところ、本教材を厚生労働省ホームページからダウンロードすることにより、高等学校においても授業用の教材として御活用いただくことが可能であること
- ・教育委員会等が中学校、高等学校の教職員に対して行う研修会等において、厚生労働省から薬害問題や本教材の効果的な活用方法等について説明を行うことも可能であること

(注) 平成23年度及び平成24年度においては、「薬害って何だろう?」という名称で配布していますが、平成25年度から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、従前のものから変更はありません。

担 当 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 医薬品副作用被害対策室 室長補佐 川瀬 電話 03-5253-1111 (内線 4230) (夜間 03-3595-2400) F A X 03-3501-2052
--

平成30年6月28日

各中学校 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（平成30年度用）

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学3年生を対象として薬害を学ぶための教材を作成し、平成23年4月から全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に配布しております。

平成30年2月19日付け事務連絡（別添1）において事前のお知らせを差し上げましたとおり、本年度も昨年度同様、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として、主に社会科（公民的分野）において御活用いただくことを想定して、教材を作成しましたので、全国の中学校宛てに送付いたします。

また、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、指導の手引きの簡略版及び新たに作成した事例集につきましても、本教材と併せて送付いたします。

つきましては、本趣旨を御了知の上、平成30年度の中学3年生を対象に、薬害に関する教育の一助として御活用いただきますようお願いいたします。

（視聴覚教材や指導の手引きの他、参考資料や活用事例等を厚生労働省ホームページに掲載（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）していますので、併せて御参照ください。）

また、今後の教材の改善に資するよう、この教材の使用方法等についてアンケート用紙（別添2）に記載の上、平成30年9月28日までにFAXにて御回答くださいますよう、御協力よろしくようお願いいたします。

最後に、当室では本教材を使って実際に授業を実施いただき、教材の活用に向けた検討に活用させていただく取組を実施しています。詳細は別紙3に記載していますので、是非担当者までご連絡をお願いします。

（注1）教材の配布部数については、生徒数に若干加えた数としていますが、不足が生じた場合には、発送先及び必要部数を明記した上で、下記担当宛てFAXにより御連絡いただきますようお願いいたします。

（注2）平成23年度及び平成24年度においては、「薬害って何だろう？」という名称で配布していますが、平成25年度から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、従前のものから変更はありません。

担 当
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室
室長補佐 川瀬
電話 03-5253-1111（内線 4230）
（夜間 03-3595-2400）
FAX 03-3501-2052

平成 30 年 2 月 19 日

各中学校 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室

平成 30 年度用薬害教育教材「薬害を学ぼう」の事前配布等について

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学 3 年生を対象として薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」を作成し、平成 23 年 4 月から全国の中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に配布しております。本教材は、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として、主に社会科（公民的分野）において御活用いただくことを想定しております。

本教材については、来年度も今年度同様、平成 30 年 6 月頃に全国の各中学校に中学校 3 年生の人数分の本教材を送付する予定です。

つきましては、別添のとおり、6 月頃に送付予定の「教材」見本、「指導の手引き」、「指導の手引き（簡略版）」、「薬害教育教材の活用について」を各一部お送りいたします。

また、視聴覚教材や指導の手引きの他、参考資料、活用事例等を厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）に掲載しております。平成 30 年度（来年度）における中学 3 年生の年間指導計画等を策定する際、これらを御参考としていただき、教材の活用について積極的に御検討くださいますようお願いいたします。

最後に、当室では本教材を使って実際に授業を実施いただき、教材の活用に向けた検討に活用させていただく取組を実施しています。詳細は裏面（※）に記載していますので、是非担当者まで御連絡をお願いします。

※備考：平成 30 年 6 月発出事務連絡別添 3 と同内容のため省略しています。

（注）平成 23 年度及び平成 24 年度においては、「薬害って何だろう？」という名称で配布していますが、平成 25 年度から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、従前のものから変更はありません。

担 当
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室
室長補佐 川瀬
電話 03-5253-1111（内線 4230）
（夜間 03-3595-2400）
FAX 03-3501-2052

返信先 F A X 番号 : 0 3 - 3 5 0 1 - 2 0 5 2

あて先 : 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室 行き

各中学校 ご担当者 様

《 薬害教育テキスト「薬害を学ぼう」に関するアンケート 》

「薬害を学ぼう」に関し、以下の質問にお答えください。(該当する番号に○をつけ、空欄には自由にご記入ください。)
 今後の教材作成に役立てるため、9月28日(金)までにFAXでご回答いただきますようご協力をお願いします。

1 使用状況・予定

① 授業等で使用した(又は使用予定) ② 授業以外で、配布のみ行った(又は配布予定) ③ 使用・配布の予定はない

1-1 「①授業等で使用した」場合は、どの教科等で使用したかご記入下さい。

(※ ②保健体育科で使用する場合は、**薬害問題は、薬物乱用防止とは全く異なる問題であることにご留意下さい。**)

① 社会科 ② 保健体育科 ③ 総合的な学習の時間 ④ その他()

上記で記入した教科等の中において、どのような内容に関連して使用したかご記入ください。

①消費者の保護 ②人権 ③公害 ④医薬品の適正使用 ⑤エイズ・感染症の予防
 ⑥薬物乱用 ⑦その他()

2 教材の発送時期について

①ちょうどよい ②早すぎる ③遅すぎる

上記において、「**②早すぎる**」又は「**③遅すぎる**」場合は、その理由をご記入ください。
 併せて、発送の時期として適切と考えられる時期をご記入下さい。

3 指導の手引きについて

① 内容が適切 ② 内容が難解 ③ 内容が易しすぎる ④ 使っていない ⑤ その他

上記で**②内容が難解**、**③内容が易しすぎる**、**④使っていない**、**⑤その他**を選択された場合、改善点等をご記入ください。

4 視聴覚教材について

① 授業等で使用した(又は使用予定) ② 使用の予定はない

上記で**①授業等で使用した(又は使用予定)**を選択された場合、使用方法、使用した感想、改善点等をご記入ください。

5 その他このテキストや同封した指導の手引きについて、ご感想・ご意見がありましたら、ご記入ください。(授業での活用方法や活用において工夫した点、また活用に当たって問題となった点などご自由にご記入ください。)

_____都道府県 _____立 _____中学校

ご担当者名 _____ 電話番号 _____

ご協力よろしくお願いします。 お問い合わせ先 : 医薬品副作用被害対策室 (TEL 03-3595-2400)

本教材を使って実際に授業を実施いただける学校を募集しています！

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室では、薬害教育教材「薬害を学ぼう」や、指導の手引き等を作成・配布し、生徒が薬害について学ぶ機会の拡大に取り組んでいます。

今年度に引き続き、来年度も、薬害教育のさらなる普及に向けて、本教材を使って実際に授業を実施いただける学校を募集いたします。ご協力いただける場合、次のような支援を当室で行うことが可能です。

授業実施を検討いただける場合は、是非下記担当までご連絡ください。

授業実施、授業計画策定に向けた支援

- ・授業実施や授業計画策定に当たり、教材の内容にご不明点等がある場合、当室職員が支援いたします。当室職員が直接学校に伺って事前打合せをさせていただくことも可能です。
- ・ご希望の場合、薬害被害者の方に実際に授業等でお話しいただく機会が持てるよう、当室が関係団体と調整いたします。

お願いしたいこと

- ・授業当日は当室職員や関係団体の方の見学をお認めください。
 - ・授業を受けた生徒の皆さん及び授業を実施した先生に、当室で作成するアンケートにご回答いただくようお願いします。
- ※授業の様子やアンケート集計結果、先生の感想、授業計画については、後日当室が実施する検討会で公表させていただきます。公表は個人が特定されないよう配慮して行います。

**担当**

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
室長補佐 川瀬

電話番号 03-3595-2400

FAX 03-3501-2052

e-mail fukutai01@mhlw.go.jp